

平成 29 年度 第一部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 30 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

17 社 18 名で構成 ※平成 30 年 3 月末時点 (前年比+1)

エフエム・アプルーバルズエルエルシー 日本支店殿入会

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 10 回+合同委員会 1 回=計 11 回 ※定例会は 2 回休会

2. 審議・確認事項

(1) 埼玉県三芳町倉庫火災の件 (了)

埼玉県三芳町で発生した倉庫火災の対策として、消防庁の要請に基づき、消防活動を支援する設備等の検討を行った。候補としては、やはり何らかの形で散水する設備が現実的と考えられるが、建物の規模が大きいため配管工事だけでも相当費用が嵩むこと、建物の構造によっては既存物件への追加設置ができないケースも考えられること等から、非常に難しい検討となった。当会は自動消火設備 (スプリンクラー設備等) を、行政側は消防活動支援設備 (連結散水設備等) を主に検討してきたが、最終的に消防法改正による消火設備等の設置基準強化は見送られた。

(2) スプリンクラー設備の耐震措置に関するガイドラインの件 (了)

平成 27 年度に検討された耐震措置指針に基づき、消防庁ではガイドラインの策定を進めておりその内容を解説するマニュアル作成を目的とした検討会が (一財) 消防防災科学センターに設置された。当会からは 4 名の委員を派遣、平成 28 年 12 月末から平成 29 年 3 月までに数回の会議を重ねて、マニュアル案が完成した。その後、約 1 年の調整期間を経て、平成 30 年 5 月 11 日にガイドラインが示された (消防予第 361 号)。マニュアルについては、その細部について最終調整中であるが、当年 6 月には公開される見込みとなっている。

(3) ハウジング形継手の軽易耐熱性適用範囲拡大の件 (継続中)

ハウジング形継手を湿式配管に用いる場合の解釈について、告示基準通りに運用するとなると軽易耐熱性試験に合格した製品の市場投入や、軽易耐熱性試験の適用範囲の見直し (※) が必要となってくる。10 月 11 日に消防庁を訪問、基準の改正等について相談した結果、ご検討頂けることになった。

※現在の告示基準では、湿式スプリンクラー設備の有効範囲内に設置する場合のみ軽易耐熱性試験が適用可能となっている。この湿式スプリンクラー設備と同じような配管環境、つまり常に水が満たされている配管環境となる泡消火設備の一斉開放弁の一次側等に設置する場合は、軽易耐熱性試験が適用されない。

(4) 平成 29 年度予防技術講習会講演対応 演題：集熱板の集熱効果 (了)

平成 29 年度予防技術者講習会が開催され (東京：7/28[327 名]、大阪：8 月 4 日[322 名])、業界団体枠で当会から「集熱板の集熱効果」について講演した。結果は大変好評で、「このような情報は火災予防業務上非常に有り難い」という趣旨の意見を数多く頂いた。なお、(一社) 全国消防機器協会の幹旋により (一財) 日本消防設備安全センターの月刊誌にも寄稿することとなった (2018 年 2 月号掲載)。

(5) 住宅用スプリンクラー設備等の各種検討作業（継続中）

消防庁より、住宅に設置する場合における住宅用スプリンクラー設備およびパッケージ型自動消火設備の特長、コストの目安を示したパンフレット等の作成協力の要請があった。一般消費者に対し、設備の選択に関する情報提供を目的としているとのこと。現在、共通の参考問取図を基に資料を作成することになっている。

(6) その他

- ・ステンレス管の溶接工法の見学会、研修会の企画と実施
- ・建築保全業務積算基準等改訂意見の審議
- ・建築設備計画基準設計基準改定二次案の審議
- ・公共建築工事標準仕様書等改訂意見の審議
- ・屋内消火栓の設置基準に関する自治体消防の設置指導に関する審議

3. 関連作業部会

当年度はなし。

以 上